



国民健康保険のページ

問い合わせ

保健福祉課国民健康保険係
内線133・134

こんなとき、 給付があれば安心です

突然の病気やけが、子どもが生まれたときなどに、高額な医療費が必要になります。そんなとき国民健康保険に加入している人は、さまざまな給付を受けることができます。今回は、この給付について紹介します。



年齢や収入によって負担割合が違ってきます

国民健康保険の自己負担には、左記の3つの区分があります。70歳以上の人には、「高齢受給者証」を交付しますので、保険証と一緒に医療機関に提出してください。

3歳未満	3歳以上70歳未満	70歳以上
自己負担 2割	自己負担 3割	自己負担 1割

※一定以上所得者は2割

① 申請すると払い戻しをしてくれるって本当？

次の場合は、一時的に全額自己負担となります。申請すると、自己負担分を除いた額（自己負担割合が3割の場合）は7割が後で本人に支給されます。

- 1 急病などでやむをえず保険証を持たずに治療を受けたとき
- 2 不慮の事故などで国保を扱っていない医療機関で治療を受けたとき
- 3 輸血のため、生血代がかかったとき
- 4 医師が治療上必要と認められたコルセットなどの補装具代がかかったとき
- 5 骨折やねんざなどで、国保を扱っていない柔道整復師（接骨院など）の施術を受けたとき
- 6 医師の指示で、はり・灸・マッサージなどの施術を受けたとき
- 7 海外滞在中にけがや病気で治療を受けたとき

② 入院したときの食事代はどれくらいかかります？

入院したときの食事代は1日780円を負担するだけで、残りは国保が負担します。住民税非課税世帯等は、申請するとさらに自己負担額が減額されます。



*住民税非課税世帯等の人には、「標準負担額減額認定証」を交付しています。この認定証がないと、病院の窓口での減額は受けられません。入院したときは、国民健康保険に申請してください。

③ 入院したときの自己負担はどのくらいですか？

重病や大けがなどで入院したときの医療費は高額となります。申請して認められれば、自己負担限度額を超えた分が「高額療養費」として後から支給されます。

自己負担限度額は下の表のとおりです。詳細については、国民健康保険係までお問い合わせください。

○ 該当者に通知します

申請すると高額療養費が支給されると思われる人には、市から通知します。通知をもらったら早目に申請しましょう。

○ 受領委任で負担が少なくなります

周辺の大きな医療機関では、医療機関窓口で自己負担限度額を超えた分を差し引いて支払う「高額療養費の受領委任払」が利用できます。後で市役所に申請するなどの手間がなく、一旦全額支払う必要がないので便利です。

なお、市と契約していない医療機関では利用できませんので、医療機関または国民健康保険係に確認してください。

70歳未満の場合

1カ月の自己負担限度額（カッコ内は4回目以降の限度額）

区分	自己負担限度額（外来+入院）
一般世帯	72,300円 + 1%※ (40,200円)
上位所得者	139,800円 + 1%※ (77,700円)
住民税非課税世帯	35,400円 (24,600円)

※医療費が、一般は241,000円、上位所得者は466,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算。

計算例（一般世帯の場合）

Aさん かった医療費：100万円
窓口での支払額：30万円（3割）

○自己負担限度額は……
 $72,300円 + (1,000,000円 - 241,000円) \times 1\% = 79,890円$

窓口での支払額	自己負担限度額	高額療養費
300,000円	79,890円	220,110円

※このほかにも、同じ世帯で該当者が複数いたり、高額の治療を長期間続けるときなどは、計算方法が異なります。詳しくは、国民健康保険係にお問い合わせください。

70歳以上の場合

1カ月の自己負担限度額（カッコ内は4回目以降の限度額）

区分	自己負担限度額（外来+入院）	
	外来（個人ごと）	
一般世帯	12,000円	40,200円
一定以上所得者	40,200円	72,300円 + 1%※ (40,200円)
低所得者II		24,600円
低所得者I	8,000円	15,000円

※医療費が361,500円を超えた場合は、超えた分の1%を加算。

計算例（一般世帯の場合）

おじいさん かった医療費：10万円
(外来) 窓口での支払額：1万円（1割）

おばあさん かった医療費：35万円
(入院) 窓口での支払額：3万5千円（1割）

窓口での支払額	自己負担限度額	高額療養費
おじいさん 10,000円 おばあさん 35,000円 合計 45,000円	(外来+入院) 40,200円	4,800円

④ ほかにこんな給付があります

○ 加入者が出産したとき
加入者が出産したとき、「出産育児一時金」として30万円を支給します。



○ 加入者が亡くなったとき

加入者が亡くなったとき、「葬祭費」として5万円を支給します。

○ 重病人を運ぶとき

重病人の入院や転院などの移送に費用がかかったとき、申請し認められた場合に「移送費」を支給します。

○ 人間ドック・脳ドックを受けるとき

35歳以上の国保加入者で、国保税を滞納していない人が対象です。国保から2万5千円を助成します。現在、申し込みを受け付けています。